

人丸小学校・錦城中学校太陽光発電設備  
整備業務委託  
公募型プロポーザル方式による  
事業者選定仕様書

2023年7月

明石市

# 目次

1 件名 .....	3
2 背景・目的 .....	3
3 業務概要 .....	3
4 実施場所 .....	3
5 業務委託期間 .....	3
6 提出書類 .....	3
7 業務内容 .....	4
(1) 業務詳細 .....	4
8 太陽光発電設備の仕様 .....	5
(1) 一般事項 .....	5
(2) 機器の性能・構造 .....	6
9 設計施工に関する仕様 .....	6
(1) 調査・設計・施工管理 .....	6
(2) 現場施工 .....	6
10 完成図書及び完成図 .....	7
(1) 完成図書（データ：3部、書類：1部） .....	7
11 その他 .....	8

## 1 件名

人丸小学校・錦城中学校太陽光発電設備整備業務委託

## 2 背景・目的

明石市（以下、「市」という。）では、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、公共施設へ最大限の再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）を導入するため、導入可能施設の検討を行った。

国が2021年6月に策定した地域脱炭素ロードマップで示されるとおり、2030年には設置可能な公共施設の50%へ太陽光発電を中心とした再エネの導入を進めるべく、その先駆けとして、人丸小学校・錦城中学校へ太陽光発電設備を導入するものである。

## 3 業務概要

現地調査を実施し、学校や周辺環境の特徴を把握するとともに、学校運営に配慮された効率的・効果的な設計を行い、設計に沿って太陽光発電設備を施工する。

また、受注者の責において、施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務事務、施工管理及びその他の関連業務を、正確かつ良心的に実施する。

## 4 実施場所

- ・人丸小学校（設置予定場所：南校舎屋上）
- ・錦城中学校（設置予定場所：北校舎屋上）

## 5 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

ただし、物品納期等により期間内に完了できない提案となる場合において、本件に係る予算について議会の繰越承認がされた時は、最長令和7年3月31日まで履行期間を延長できるものとする。

## 6 提出書類

### (1) プロポーザル方式参加申込時の提出書類

別紙「提出書類一覧表」による。

### (2) 契約締結時の提出書類

- ・契約書
- ・着手届
- ・配置業務責任者届出書
- ・暴力団排除に関する誓約書
- ・国税の滞納がないことを証する納税証明書

### (3) 契約以後の提出書類

- ・ 使用器具提案書
- ・ 施工検討報告書
- ・ 作業計画書
- ・ 試験計画書
- ・ 作業月報及び作業工程表（月間）
- ・ 完了届

(4) 該当する場合の提出書類

- ・ 債権者登録申請書（新規・変更）

※債権者登録をしていない場合、又は代表者・住所等に変更があり、その変更の届けをしていない場合。

- ・ 再委託（変更）承諾申請書
- ・ 暴力団等排除に関する誓約書（再委託契約の受託者用）

※業務の一部を第三者に委託する場合。

## 7 業務内容

本事業にて要求する仕様を本章に示す。

人丸小学校・錦城中学校の状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本事業に係る太陽光発電設備の設置について、本市と合意した内容で実施すること。

保守・運用については本事業の対象外ではあるが、故障や障害時の対応方法や復旧時間を十分に考慮し、サポート体制を執ること。

業務及び施工については、建設業法をはじめ必要な法的資格等を保有していること。

### (1) 業務詳細

- ① 受託者は、契約後速やかに施設毎の現地調査を行った上で、設計（施工検討）を行うこと。
- ② 施設毎に、使用機器提案書、施工検討の報告（施工検討報告書）、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承諾を受けること。
- ③ 承諾を受けた施設より、施設内での作業の具体的な日程調整（原則、土・日・祝日を除く）を受託者により行うこと。調整先については本市より提示する。
- ④ 施設内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。
- ⑤ 現場施工について、作業計画書に従って施工管理業務を行い、作業の進捗状況について毎月初めに本市担当者へ書面報告をすること。
- ⑥ 作業後の正常性確認については、事前に本市と協議した上、作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。
- ⑦ 作業完了後に完成図書及び完成図を作成し、本市に提出すること。提出後に本市の確認を受けること。
- ⑧ すべての対象施設の本市確認が完了した段階で当該業務の完了とする。業務完了後に本市の検査を受けること。

## 8 太陽光発電設備の仕様

### (1) 一般事項

- ① 本事業で導入される太陽光発電設備は、環境負荷低減を目的とし啓発も兼ねているため、発電量がリアルタイムで表示されるモニターを設置するとともに、データが蓄積される仕様とすること。
- ② 屋上設置するパネルや架台等の取付方法は、メーカー基準に基づく提案とする。ただし、建築基準法による積載荷重や風圧力等の規定は定められた基準に適合することとし、その他の外力を受けるおそれのある場合は、安全上必要な処置を講じること。なお、各学校の積載荷重は、人丸小学校 (100kg/m<sup>2</sup>)、錦城中学校 (290kg/m<sup>2</sup>) とする。
- ③ 機器固定は、アンカー使用又は併用すること。対象施設の屋上は、防水層の上に厚さ 80mm の保護コンクリートが施されており、架台等の設置に使用するアンカーボルトの埋込は、その厚さ以下とすること。やむを得ず防水層へ達する場合は、屋上全面に公共建築工事標準仕様書に準ずるルーフィングシート又は塗膜防水を受託者負担で施工すること。
- ④ 本対象施設は外断熱となり、ウレタンフォームを張り付け塗装仕上げを行っている。足場設置や支持を施工する際は、十分注意すること。また、施工や不注意で傷つけた場合は、現状復旧を行うこと。
- ⑤ 人丸小学校においては、建物の高さについて建築許可を取得して建てられた建築物である。各機器・部材の高さは、屋上のパラペット天端以下に収まる設置とすること。
- ⑥ 各機器・部材については、メーカー基準による塩害対策を行うこと。
- ⑦ 設置される機器・部材等は、未使用品であること。
- ⑧ 太陽光発電設備の出力は、受変電設備へ繋ぎ込み、系統連係を行うこと。また、系統連係により必要となる機器の設置は、本業務に含む。
- ⑨ 本事業は、起債（脱炭素化推進事業債）を使用するため FIT との併用が出来ず、自家消費型を想定している。ただし、FIT 以外の方法による余剰売電で費用対効果（余剰売電利益と発生する追加経費の比較）が出る場合は、売電先も含めた余剰売電による提案も可能とする。なお、余剰売電により必要となる機器の設置は、本業務に含む。
- ⑩ 企画提案書に示した機器を使用することとし、本市担当者へ事前に使用機器提案書を提出の上、承諾を得ること。
- ⑪ 本業務の施工保証は 2 年、システム保証は 10 年以上、太陽光出力保証は 20 年以上とする。なお、各保証期間内の不具合については、交換費用も受託者負担とする。また、保証期間の始期は別途協議による。
- ⑫ 保証期間内に不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。また、保証期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した連絡体制表を提出すること。

## (2) 機器の性能・構造

- ① 太陽光モジュールの素材は、シリコン系であること。
- ② 施設毎の出力は、20kW 以上であること。
- ③ 停電時には、専用コンセントへ電力が出力されること。

## 9 設計施工に関する仕様

### (1) 調査・設計・施工管理

- ① 現地調査を行うにあたり、本市担当者及び施設担当者に事前連絡をすること。
- ② 周辺環境や学校運営等を把握するとともに、配慮された設計とすること。
- ③ 現地調査後、施設毎に、使用機器提案書、施工検討の報告（施工検討報告書）、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承諾を受けること。また、更新に際して見込まれる発電量の資料も併せて提出をすること。
- ④ 作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者による施工とする。作業従事者の作業員名簿や資格の写しについては、作業計画書に添付すること。
- ⑤ 安全管理については、本市担当者及び施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うこと。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受託者の負担にて行うこと。
- ⑥ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は受託者とする。また、事前に設置期間や設置方法等について、本市担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑦ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工管理及びその他の関連業務、電気主任技術者の立ち会いなど、受注者の責において実施すること。また、費用負担についても受託者とする。
- ⑧ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に本市担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑨ 施工により発生した部材の処分方法について、作業計画書にて提出すること。
- ⑩ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に本市担当者及び施設担当者と調整すること。
- ⑪ 設置完了後の試験方法について、試験計画書にて提出すること。
- ⑫ メーカー仕様以外の部分については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共 建築工事標準仕様書（令和4年版）」を参考とすること。

### (2) 現場施工

- ① 設置については、使用する機器メーカーの据付要領を準拠すること。また、上記以外の作業（足場の設置等）については、本市担当者と協議をし、学校運営に支障のない施工を行うこと。
- ② 設置に際して、壁など穴を開ける必要がある場合は、建物の構造が損なわれない位置

や大きさとすること。また、雨水等の侵入のおそれがある箇所は防水処理を施し、状況によっては、化粧カバー等を用いるなど美観上にも配慮すること。

- ③ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- ④ 作業完了後は、作業場所の清掃・整理を行うこと。
- ⑤ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努めること。
- ⑥ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- ⑦ 受注者は、施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工管理及びその他の関連業務は、受注者の責において実施すること。
- ⑧ アスベストが含まれる校舎へ、配管サポート等で穴を開ける必要がある場合は、集塵機能付き電動工具を使用するなど、適切な作業方法にて作業を行うこと。
- ⑨ 受注者は、発生した廃棄物を適切に運搬・処分すること。

## 10 完成図書及び完成図

設置完了後に以下の書類等を施設毎に作成し、本市に提出するものとする。提出については、原則として電子データをメディア媒体に記録したものにより提出とするが、一部※印については書面による提出も併せて行うこと。

### (1) 完成図書（データ：3部、書類：1部）

※社内検査報告書

- ・ 絶縁測定結果及び試験成績表
- ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・ 産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・ 産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ・ 鉄筋調査及びアスベスト含有に関する報告書

※施工写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする）

- ・ 打合せ記録
- ・ 作業月報及び作業工程表（月間）

※関係法令に基づく届出書の写し

※機器取扱説明書

※保証書

※施工体制表及び連絡体制表

- ・ 施工図（JW-CAD データ及び PDF データ）
- ・ 完成図（JW-CAD データ及び PDF データ）

## 11 その他

- ・受託者は本契約を履行する上で知り得た情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、市の承諾なしに他人へ閲覧、複写又は譲渡してはならない。
- ・本業務に必要な資料のうち市が所有するものは受託者に貸与する。この場合、受託者は貸与を受けた資料について、業務完了とともに市に返却することとする。また貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- ・本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本市担当者と協議すること。
- ・受託者の責において第三者に被害を及ぼした場合は、受託者の負担により対処すること。